

第四次環境基本計画の構成（案）

第 1 部 環境の現状と環境政策の展開の方向

第 1 章 環境の現状と環境政策の課題及び目指すべき持続可能な社会の姿

第 1 節 社会経済と環境の現状

- (1) 我が国の社会経済の現状
 - (2) 我が国の環境の現状
 - (3) 我が国の環境問題と密接に関わる世界の環境及び社会経済の状況
 - (4) 今後の環境政策の課題
- ⇒中間とりまとめを基に記述予定。

第 2 節 目指すべき持続可能な社会の姿

⇒中間とりまとめを基に記述予定。

第 2 章 今後の環境施策の展開の方向

- (1) 政策領域の統合による持続可能な社会の構築
 - (2) 国際情勢に的確に対応した戦略をもった取組の強化
 - (3) 持続可能な社会の基盤となる国土・自然の維持・形成
 - (4) 地域をはじめ様々な場における多様な主体による行動と協働の推進
- ⇒中間とりまとめを基に記述予定。環境政策における原則等と最適な手法の選択について、第二次及び第三次計画も参考に、今日的意義を踏まえて記述予定。

第 2 部 今後の環境政策の具体的な展開

第 1 章 重点分野ごとの環境政策の展開

（事象横断的な重点分野）

第 1 節 経済・社会のグリーン化とグリーンイノベーションの推進

第 2 節 国際情勢に的確に対応した戦略的取組の推進

第 3 節 持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくり、基盤整備の推進

追加 東日本大震災からの復旧・復興に際して環境の面から配慮すべき事項（仮）

⇒別紙参照

(事象面で分けた重点分野)

- 第4節 地球温暖化に関する取組
- 第5節 生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する取組
- 第6節 物質循環の確保と循環型社会の構築のための取組
- 第7節 水環境保全に関する取組
- 第8節 大気環境保全に関する取組
- 第9節 包括的な化学物質対策の確立と推進のための取組

追加 放射性物質による環境汚染対策(仮)

⇒別紙参照

第2章 環境保全施策の体系

第1節 事象横断的な重点分野に係る取組

- 第1項 経済・社会のグリーン化とグリーンイノベーションの推進
- 第2項 国際情勢に的確に対応した戦略的取組の推進
- 第3項 持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくり、基盤整備の推進

第2節 事象面で分けた重点分野に係る取組

- 第4項 地球環境の保全
- 第5項 生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する取組
- 第6項 物質循環の確保と循環型社会の構築のための取組
- 第7項 水環境、土壌環境、地盤環境の保全に関する取組
- 第8項 大気環境保全に関する取組
- 第9項 環境保健に関する取組

⇒環境政策を網羅的、体系的に示すことを目的とする。主に重点分野に記述されていない施策を記述することとし、重点分野に記載されている具体的施策については、記載が重複しないよう、重点分野参照とする旨を記述する。

第3部 環境基本計画の効果的な実施

- 第1節 政府をはじめとする各主体による環境配慮と連携の強化
- 第2節 財政措置等
- 第3節 各種計画との連携
- 第4節 指標等による計画の進捗状況の点検及び計画の見直し

⇒基本的に第三次計画を踏襲しつつ、必要に応じて修正。

東日本大震災等に関する記述について

1. 第1部第1章「環境の現状と環境政策の課題及び目指すべき持続可能な社会の姿」に記載する事項

東日本大震災等を契機とした国民の意識の変化や、震災を踏まえた環境政策の目指すべき方向性について記載する。例えば以下のようなものが考えられる。

- ①ライフスタイル、価値観の変化（資源、エネルギー大量消費型の社会からの変革）
- ②電力供給不足による経済への影響、節電の実施
- ③持続可能な社会の在り方を考える上で、安全・安心という視点の重要性が高まったこと
⇒中間とりまとめにおいては、以下のように記述している。

中間とりまとめ P 1

「はじめに」抜粋（①関係）

本年3月、第四次計画の策定に向けて検討を開始したところ、同月11日に発生した東日本大震災は、多くの死亡・行方不明者の発生に加え、住宅・工場の被災や電力不足による経済活動の停滞、原子力発電所事故によって放射性物質が一般環境に放出し、住民が避難するという状況を招くなど、我が国の社会経済に大きな影響を与えている。多くの国民が、自然の持つ圧倒的な力に対し、人間の社会やシステムの脆弱性など、その力の限界を改めて認識することとなり、大量の資源・エネルギーを消費する今日の社会のあり方を見つめ直すとともに、自然との関わり方を含めて、社会を持続可能なものへと見直していく必要性を改めて意識するなど、国民の間に大きな価値観や意識の変化が生じている。こうした変化は、今後の環境政策のあり方にも大きな変革をもたらすものとなっている。

中間とりまとめ P 9

「一2（2）環境問題に関係する社会経済の状況」抜粋（②関係）

原子力発電所事故に起因して多くの原子力発電所が停止しており、夏季の電力需要に対応する供給能力の不足が見込まれ、経済活動に大きな影響を与えた一方で、震災以降、国民の間に節電に積極的に取り組む機運が高まっており、エネルギーや資源の使用の面から環境や持続可能性への意識に変化の兆しが見られる。

中間とりまとめ P 12

「二1 今後の目指すべき持続可能な社会を考える上で留意すべき点」抜粋（③関係）

東日本大震災や原子力発電所事故等を背景に、「安全・安心」という視点の重要性が高まっている。この「安全」の確保は、化学物質汚染等による公害から人の健康・生活を守るという点において、環境行政の原点と位置付けられるものであり、「低炭素社会」「循環型社会」「自然共生社会」の基盤となるものである。

2. 第2部第1章「重点分野ごとの環境政策の展開」に記載する事項

(1) それぞれの重点分野において記載する事項

東日本大震災を契機として生じた価値観等の変化を踏まえ、今後、我が国全体で実施していくべき施策については、それぞれの重点分野ごとに記載する。例えば以下のようなものが考えられる。

④自立・分散型エネルギー供給体制の構築

⑤生物多様性の回復・維持、自然共生社会の実現

⑥災害に強い仕組みづくり

⇒重点分野報告書では以下のように記述している。

(④関係)

重点分野「持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくり、基盤整備の推進」 P 7

「3 (3) 持続可能な地域づくりのための地域資源の活用」抜粋

社会活動の基盤であるエネルギーの確保については、東日本大震災を経て自立・分散型エネルギーシステムの構築への期待が高まっていることを踏まえ、モデル事業の実施等を通じて、地域に賦存する再生可能エネルギーの活用、資源の循環利用を進める。

(⑤関係)

重点分野「生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する取組」 P 5

「3. (1) 東日本大震災の教訓を活かした取組」抜粋

平成23年3月11日の東日本大震災の発生により、私たちは自然が恵みと脅威の二面性を有することを改めて実感することとなった。持続可能な農林水産業の復興により失われた生物多様性の回復・維持等を図るとともに、本来生態系が有する回復能力（レジリエンス）の強化を通じて国土全体にわたって自然の質を着実に向上させるなど、我が国の自然的社会的特性に応じた自然共生社会の実現を目指す。

(⑥関係)

重点分野「物質循環の確保と循環型社会の構築のための取組」 P 7

「3 (3) 安全・安心の観点からの取組の強化」抜粋

全国の廃棄物処理施設のネットワーク化の強化や災害に耐え得る浄化槽の設置を推進するとともに、大規模災害時でも円滑に廃棄物の処理を行うことができるよう、平素から、廃棄物処理の広域的な連携体制の構築、災害廃棄物を保管するためのストックヤード（一時保管場所）の確保等を行う。

重点分野「水環境保全に関する取組」 P 7

「3-2 (1) 流域に共通する施策」抜粋

地震等災害時等においても、国民生活上最低限求められる水循環を確保できるよう、災害に強くエネルギー効率の高い適切な規模の水処理システムや水利用システムの構築や災害時の水環境管理の方策の確立など様々な施策を推進する。

(2) 第2部第1章「東日本大震災からの復旧・復興に際して環境の面から配慮すべき事項(仮)」に記載する事項

被災地の復旧・復興に際して環境政策の面から配慮すべき事項については、分野横断的な性質を有していること、地域づくりと密接な関係を有していることを踏まえ、第2部第1章第3節「持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくり、基盤整備の推進」の後に、「東日本大震災からの復旧・復興に際して環境の面から配慮すべき事項(仮)」として一括して記載する。

記載に当たっては、地球温暖化の観点から平成23年8月に取りまとめられた地球環境部会の意見具申(参考資料3)に掲げられている事項のほか、例えば以下のような内容を盛り込むことが考えられる。

⑦震災により発生した廃棄物の処理

⑧被災地における環境の保全(アスベストの飛散・暴露対策、有害化学物質の環境モニタリング調査、豊かな水環境の再生)

⇒重点分野報告書では以下のように記述している。

(⑦関係)

重点分野「物質循環の確保と循環型社会の構築のための取組」 P 9

「東日本大震災への対応」抜粋

(1) 東日本大震災で生じた廃棄物の中間処理・最終処分について、原則として、平成26年3月末までを目途に完了させる。

被災地では廃棄物の処理能力が大幅に不足していることから、被災地以外の施設を活用した広域処理を促進する(福島県を除く。)

(2) (略)

(3) 大量に発生した廃棄物は、関係者の協力を得て、復旧・復興事業として整備する施設の建設資材に活用するなどできる限りその再生利用を図る。

(4) 震災による住民意識の変化等を活かし、東北地方において、循環資源が徹底的に利活用される最先端ビジネスモデルの確立を支援し、循環分野における環境産業が集積する中核的拠点として、東北地方の復興を図る。

(5) (略)

(⑧関係)

重点分野「大気環境保全に関する取組」 P 4

「(1) アスベスト」抜粋

また、東日本大震災の被災地において、復興・復旧に伴う建築物の解体作業が本格化することから、アスベストに係る環境モニタリングやその結果を踏まえたアスベストの飛散・ばく露防止対策を実施するとともに、そこで得られた知見を今後の対策に活かしていく必要がある。

重点分野「包括的な化学物質対策の確立と推進のための取組」 P 4 及び P 9

P 4 「1. (4) 安全・安心の一層の確保」抜粋

先般の東日本大震災により被災した事業所からの有害物質の漏出等による環境汚染が懸念されていることから、被災地において緊急モニタリングを実施している。

P 9 「3. (3) 安全・安心の一層の増進」抜粋

東日本大震災の被災地域における環境モニタリング調査を継続的に実施する。

重点分野「水環境保全に関する取組」 P 10

「3. (3) 地方公共団体に求められる取組」抜粋

東日本大震災からの復興に当たっては、地域が誇る豊かな水環境や、良好な水環境のシンボルとなる水生生物等の復活により、健全な水循環の確保を含め、豊かな水環境の再生とそれを通じた自然との共生社会の創造に取り組むことが重要である。

3. 第2部「放射性物質による環境汚染対策（仮）」に記載する事項

原子力発電所事故によって放出された放射性物質による環境の汚染に対する取組について記載する。例えば以下のようなものが考えられる。

⑩大気環境、水環境、土壌環境中の放射性物質のモニタリング

⑪放射性物質に汚染された廃棄物の取扱い

⑫除染等の取組

⑬放射線による人の健康や生態系への影響調査等

⑭その他重要な事項

⇒現在の取組や今後の検討状況等を踏まえて記載。